

政令第41条該当／非該当双方の施設を持つ 使用者に対する原子力規制検査等について

令和2年9月30日

原子力規制庁 原子力規制部
核燃料施設等監視部門

昨年度までの検査及び報告



核燃料物質の使用者の該当／非該当施設調査結果

1. 該当許可の中にある非該当使用施設に対する状況調査又は立入検査は、約半数しか行われていない。

→ 令41条非該当施設は該当施設と切り離し、10年毎の非該当施設の規制検査の枠組みに入れ、検査を行う。

2. 廃棄物管理状況報告は、使用者毎に異なる方法で報告されている。

→ 令41条非該当施設に保管される廃棄物は、放射線管理等報告書(令41条該当：規則別記様式第1の2)に含めて、該当／非該当施設を区別して報告する。

※上記2件は次年度より実施する。

令第41条非該当施設の原子力規制検査の実施

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

第61条の2の2 原子力事業者等及び核原料物質を使用する者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

一 ～ 三 略

四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる措置の実施状況

イ 略

ロ 第二十一条の二第一項、第三十五条第一項、第四十三条の三の二十二第一項、第四十三条の十八第一項、第四十八条第一項、第五十一条の十六第一項から第三項まで、**第五十六条の三第一項**又は第五十八条第一項に規定する保安のために必要な措置

ハ 略

2 ～ 10 略

令第41条非該当施設の廃棄物管理状況報告

核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号)

(報告の徴収)

- 第七条** 令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者は、工場又は事業所ごとに、別記様式第1の2による報告書を、気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等並びに放射線業務従事者の1年間の線量分布に係るものにあつては毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について、その他のものにあつては毎年4月1日から9月30日までの期間及び10月1日からその翌年の3月31日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後45日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 2 使用者(前項に規定する者を除く。)は、工場又は事業所ごとに、別記様式第1の3による報告書を毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について作成し、当該期間の経過後45日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 3 第一項及び前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。